

令和7年
第8回定例会議事録

令和7年8月20日

泉大津市教育委員会

令和7年8月20日(水)午前10時より令和7年第8回泉大津市教育委員会
会議定例会を泉大津市役所3階301会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育委員会事務局長	鍋谷 芳比古
教育委員会事務局教育政策課長	大塚 和弘
教育委員会事務局指導課長	藤谷 考志
教育委員会事務局生涯学習課長	中山 裕司
健康こども部こども育成課長	寺田 和夫
教育委員会事務局教育政策課	三上 達朗
教育委員会事務局教育政策課	尾下 未彩

案件

- 日程第 1 議案第34号 泉大津市立公民館条例施行規則及び泉大津市立勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正について
- 日程第 2 報告第20号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 3 議案第35号 泉大津市立上條小学校校舎棟改築工事請負契約締結について
- 日程第 4 議案第36号 令和7年度泉大津市一般会計補正予算(第2号)について

議事録署名委員

教育委員 澤田 久子

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

会議の顛末

○竹内教育長 令和7年第8回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和7年第7回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第 1 議案第34号 泉大津市立公民館条例施行規則及び泉大津市立勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市立南北公民館及び泉大津市立勤労青少年ホームの使用における手続きを効率的に行うため、所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、3ページの新旧対照表をご覧ください。

第1としまして、泉大津市立公民館条例施行規則の様式第2号、使用許可証の印を削るものでございます。

第2としまして、泉大津市立勤労青少年ホーム条例施行規則にある様式第2号の利用証、様式第4号の使用許可書、様式第6号の使用変更取消許可書の印を削るものでございます。

いずれも許可のオンライン化に向けて、印を削るものでございます。

施行規則としまして、この条例は公布から施行するものでございます。

◆教育委員（西尾 剛）国や役所では、不要な印鑑はいらないのではないかとこのことで削減をしていますが、実態として内部決裁を行う時には、印鑑は必要なんでしょうか。

◎事務局長（鍋谷芳比古）現在は、内部決裁においても紙しかないものについては紙回議ですが、その他については電子で行っているため、電子で行っている分に関しては、印鑑の必要はございません。

※議案第34号可決

△日程第 2 報告第20号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたので報告するものでございます。

対象期間は令和7年7月1日から7月31日まででございます。

内容につきましては、5ページ、別紙2をご覧ください。

申請件数8件で全件を承認しております。

番号6、7につきましては、新規団体及び新規事業でございまして、団体要件として子どもと保護者が一緒に、子ども自身の未来や地球の未来を考えるきっかけづくりを目的としたイベントの開催、子どもの健全育成、子育て支援と社会教育の推進を目的としていること、事業要件として、各国の食を通じた多文化共生理解や食育、職業体験やバーチャル体験、売買体験を通じた金融教育などの事業内容が、教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、近隣で開催されることから広く市民が参加できるもの、かつ、主催者に事業遂行能力が認められると判断し承認したものでございます。

番号4、5につきましては、新規事業でございまして、事業要件としてそれぞれ舞台作品を通じた人間形成とその作品を観劇することによる文化継承、スポーツを通じた児童の健全育成と交流などの事業内容が、教育、学術、文化及びスポ

一つの振興に寄与するものであると認められ、近隣で開催されることから広く市民が参加できるもの、かつ、主催者に事業遂行力があると認められると判断し、承認したものでございます。

◆教育委員（奥健一郎）今回金融が出てきていますが、今回はどういったものですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）生活の中の疑似体験です。

◆教育委員（奥健一郎）生活の中の疑似体験で金融というのは、どういった内容でしょうか。

◎教育政策課長（大塚和弘）物の売り買いを疑似体験することで金融を学ぶということです。

◆教育委員（奥健一郎）別にその金融そのものの内容ではないということでしょうか。

◎教育政策課長（大塚和弘）本市の委託事業でも行っているキッズフリーマーケットも、金融教育として行っています。

◆教育委員（奥健一郎）中身は職業教育やビジネス教育ということでしょうか。為替とかの教育ではないということですね。

◆教育長（竹内悟）学習指導要領ではどのようになっていますか。

◎指導課長（藤谷考志）金融教育と消費者教育が取り扱われていますので、いわゆる銀行等の金融というところではなく、もっと広い意味でとらえられるかなと思います。

◆教育委員（西尾剛）この「おみせやさんごっこ～はたらくってなあに～」を申請している一般社団法人セグルですが、インターネットで調べてみると、今年の2月に設立され同月に登記されたという団体ですが、どういう団体で、今までどういう活動しておられた団体でしょうか。

◎教育政策課長（大塚和弘）今までの活動実績というものは、申請書上はございません。ただ、申請の上で、定款は申請資料として添付されておりまして、その目的として、子どもの健全育成、子育て支援、情報教育の提供、社会教育の推進というところを目的としていることは記載されております。

◆教育委員（西尾剛）今回はどこで行われるのでしょうか。

◎教育政策課長（大塚和弘）泉大津駅前にあるテクスピア大阪で行われます。

◆教育委員（西尾剛）それは、親も一緒に来られるものでしょうか。

◎教育政策課長（大塚和弘）親子1組とした10組です。

◆教育委員（西尾剛）定款があるからといって全く実績もなく、活動実態も不明な団体に、教育委員会として後援するのは考えものかと思えます。また、この団体ではないですが、インターネットで調べてみるとイベントが終わってから、個別相談というのがあり、そこで保険を進められる等が散見されます。希望制であれば断ればいいとは思いますが、イベントとセットみたいになっているということを見ると、今回実績がないという団体を後援するのはいかがなものかと思えます。許可通知を出してしまっているのに、今更どうこうないですが、チラシを配るとなっていた場合は、各学校に教育委員からこういう意見もあったので、意見を参考にして配るかどうかは校長が判断してくださいということぐらいは、各校長に伝えておいて欲しいです。

◆教育委員（澤田久子）私も気になりましたので、一緒に調べてみて、同じように不安だなと思いました。対象年齢はありますか。

◎教育政策課長（大塚和弘）小学校1年生から3年生です。

◆教育委員（澤田久子）低学年なんですね。ただ、先ほど10組と聞いて、もっと広くみんなでおみせやさんごっこをして、たくさんの交流があるようだったら

いいですが、10組だけというのは気になるころでした。終わってから個別相談会があるから、たくさんだと困るという意図を感じてしまいます。

- ◆教育委員（奥健一郎）一般的には、活動実績というものを加味されるのが当たり前だったりします。それは全くなくて許可というのは、他の自治体も許可しているから等あるのでしょうか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）後援名義を承認する基準を設けていますので、横並びに許可等は全くなく、その基準の実績というものは、含まれておりません。ただ、その実績を承認基準の中に入れる際にも、実績をどこまで求めるのか、どういう実績が必要だということは議論しないといけないと思いますので、今、いただいたご意見も踏まえて検討したいと思います。ただ、本当にどこまでいっても基準をどうするかというところは永遠のテーマだとは思いますが。例えば10組でだめで、20組だったらいいのか等、そのあたりのある程度システムチックな基準を設けないことには、属人的な判断ができないので、色々ご意見いただく中で、その承認の基準をどうするかというのは、引き続き検討していかないとはいけません。
- ◆教育委員（奥健一郎）後援名義の許可なので裁量権というのは当然こちらの方にあるわけですね。その基準で決められないところは裁量権ということで所有するかと思います。ただ、最低限として、基準の中に活動実績というものを含めておく等の根拠がないとまずいのではないのでしょうか。それが無いということは、実績のない、わずか10組を対象とする事業に自治体が後援を出すというのは疑問に感じます。
- ◆教育委員（西尾剛）後援名義の承認に関する規程や要綱が、申請があれば特に問題がない限り後援するという体裁の決め方になっているのか、特にこれはいい等の教育委員会で認めたものに限り、後援するということになっているのでしょうか。やはり原則として除外事由に該当しないだけで何でも後援するというのはおかしいと感じます。後援というのは積極的にいいと思ったから後援するという形の方がいいのではないのでしょうか。
- ◆教育委員（奥健一郎）市民側の当然の心理として、泉大津市は申請すると後援してくれると思いますよね。それは申請側の品質も下がる懸念もあります。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）色々な自治体の方と意見交換しますが、正直ここまで教育委員会の後援名義について考えている自治体は少ないかと思います。
- ◆教育委員（西尾剛）話が戻りますが、インターネットで調べた時に、「おみせやさんごっこ～はたらくってなあに～」に行かれた方の口コミが載っていましたが、教育委員会の後援と書いていて、しかも、公民館でやっているの、信用して参加したのに、行ってみるとイベント後に個別相談会があって、保険を進められたというものがあつたので、もう少し考えた方がよろしいかと思います。今まで慣習的にやっていたものでも、最近は何かあつたら全体に伝わりますので、リスクに敏感にならないと何かあつた時に困るのではないのでしょうか。
- ◆教育長（竹内悟）金融教育の背景が、2020年の学習指導要領の大改定の時に、文科省が学習指導要領に入れていました。それを僕ら現場の人間としてあまり気にしていませんでしたが、世の中が、これは商売になると考える方が増えてここで議論している生活の中の疑似体験のようなものは、今までも数多く議論されています。そういう流れに今なってきたので、これはダメということではなく、もう一度、みんなで検討しないといけない時期に来ているとは思いますが。文科省も、まさかこれをお金もうけにしているなんて思っていないでしょうし、僕も今度、教育長協議会で聞いてみようとは思いますが。
- ◆教育委員（奥健一郎）結局リスク管理が大切になってくるかと思います。

- ◆教育委員（西尾剛）個別相談会の中で投資や不動産のもうけ話があります等の内容で進められて、買うという可能性もゼロではない。一定の資格を持った人しかしていないというならわかりますが、個別相談会を誰がするかわからないし、できたばかりの団体で、信用性もわかりませんよね。お金に関する金融教育というのは大事とは思いますが、それらを逆手にとって、商売をする可能性も十分あると思いますので、ある程度信用性がある団体実績が必要だと思います。また、この団体はホームページに連絡先も書いていないのですが、連絡先はわかっているのでしょうか。
- ◆教育長（竹内悟）連絡先は把握していますよね。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）はい。
- ◆教育長（竹内悟）1度事務局で連絡を取り、この生活の中の疑似体験自体が終わってから何があるかというのは確認してみてもいいのではないのでしょうか。
- ◆教育委員（西尾剛）お金が関わっており、危険があるかもしれないことなので、神経質すぎぐらいで考えてもいいと思います。
- ◆教育委員（池島明子）後援名義申請書みたいなのところに、直近の活動歴みたいなものを加えるとかということは大変難しい作業でしょうか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）その項目自体を設けることは、難しいことではないです。
- ◆教育委員（池島明子）規程等を変えなくてもいいのであれば、今まで意見が出たようにそういう項目を付けて、少しハードルを高くするために、申請書等に少し手を加えていただければいいのではないかと思いました。
- ◆教育長（竹内悟）言っていた意見を参考に事務局で検討し、また報告させていただきます。

※報告第15号終結

- ◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。
については、日程第3から日程第4を非公開とすることに異議はございませんか。

《異議なし》

異議がないようなので、日程第3から日程第4は非公開とします。

午前10時46分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員